

一般社団法人  
緒川生涯現役計画定款

# 一般社団法人緒川生涯現役計画定款

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人緒川生涯現役計画と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を茨城県常陸大宮市下小瀬 3 9 8 番地に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、会員の健康と生活の質の向上及び地域社会の発展と連携に努め地球的環境問題の理解を深め、その活動を推進する。

この法人は、上記の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員の健康の促進と生活の質の向上を実現推進するための事業
2. 地域社会の発展と連携を実現するための事業
3. 地域行政の推進する施策の勉強とこれとの連携を深めるための事業
4. 保育園の設置経営
5. 地域子育て支援拠点事業
6. 児童一時預かり事業
7. 放課後児童健全育成事業
8. 幼保連携型認定こども園の経営
9. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(運営の原則)

第 4 条 この法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

(公告の方法)

第 5 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### 第 3 章 会 員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は次の 2 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- 一 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- 二 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(会員の資格の取得)

第 7 条 この法人の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 8 条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退社)

第 9 条 会員は、別に定める退社届を提出することにより、任意でいつでも退社することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な理由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 11 条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第 8 条の支払い義務を半年以上履行しなかったとき。
- 二 総正会員が同意したとき。
- 三 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 会員の除名
- 二 理事の選任又は解任
- 三 理事の報酬等の額
- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たり、代表理事に支障があるときは当該社員総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 会員の除名
- 二 定款の変更
- 三 解散
- 四 その他法令で定められた事項

(議事録)

- 第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 5 章 役 員

(役員の設定)

- 第 20 条 この法人に、次の役員を置く。
- 理事 6 名以上 10 名以内
- 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を代表理事とする。
  - 3 理事のうち、1 名以上を保育園実務従事者、2 名以上を施設利用者とする。

(役員を選任)

- 第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事及び監事の職務及び権限)

- 第 22 条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。
  - 3 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
  - 4 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

- 第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 2 補欠として選任され理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 3 役員は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により

退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 役員は社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 役員は報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第6章 基金

(基金の拠出)

第26条 当法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第27条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第28条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金返還の手続)

第29条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第30条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第31条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、第二号及び第三号の書類については承認を受けなければならない。

一 事業報告

- 二 貸借対照表
  - 三 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 32 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第 33 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金分配の禁止）

第 34 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（残余財産の帰属）

第 35 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方自治体に贈与するものとする。

附則

平成 24 年 8 月 24 日 成立

平成 26 年 11 月 19 日 変更

令和 3 年 4 月 1 日 変更

上記は、当法人の定款に相違ないことを証明いたします。

令和 3 年 4 月 1 日

茨城県常陸大宮市下小瀬 398 番地

一般社団法人緒川生涯現役計画

代表理事 引場 昭仁

㊞